

令和2年度 第2回長野県公共事業評価監視委員会

日 時 令和2年9月16日（水）14時～
場 所 塩尻総合文化センター 大会議室

1 開 会

○事務局

ただいまより、令和2年度第2回長野県公共事業評価監視委員会を始めさせていただきます。先ほどの現地調査に引き続きまして、司会進行を務めさせていただきます、技術管理室の関と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、技術管理室長の青木よりごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○青木技術管理室長

皆さん、こんにちは。第2回長野県公共事業評価監視委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

永藤委員長様をはじめ委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、先月に引き続きということで、第2回目、本日は午前中から現地調査ということで、大変お疲れのところ、誠にありがとうございます。

私が言うまでもなく、当委員会につきましては、公共事業に関して委員の皆様のご意見を反映させていただくという、大変重要な使命がございます。

本日の朝の地元紙にも、木曾の姥神峠道路、現在、片側通行止めを行っています道路の事業の木曾側の事業化を県が決定というようなことで新聞にはありましたけれども、決定というのは、皆様の意見をいただいた後のことでございますので、そういう意見をきちんといたしますので、そんなことも含めて、今後ともぜひ意見の反映をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、現地調査の後でございますけれども、それぞれのお立場からご意見お願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、冒頭のごあいさつに代えさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局

本日の会議は、議事録をホームページで公開する会議となっております。事務局が作成しました議事録を、出席者の皆様にご確認いただいた後、ホームページのほうにアップをさせていただきますので、ご承知願います。

緑色のファイルをご覧いただきまして、次第の次のA3の紙を見ていただきたい

んですが、本日の出席者は、右側にあります委員名簿のとおり、9名の方々になります。なお、加々美委員、藤澤委員、柳田委員は、ご都合により欠席をされております。

「長野県附属機関条例」第6条第2項の規定によりまして、委員数12名のうち9名にご出席していただいておりますので、本委員会が成立しておりますことをご報告させていただきます。

次に、資料のご確認をお願いいたします。この緑のファイルですね、お手元に、第1回の前回の委員会で使用しまして、その後、事務局でお預かりしていました緑色のファイルをお配りしております。本日お配りする資料も含めまして、前回のものもあらかじめつづっておりますので、ご確認をお願いいたします。

ファイルの表紙をめくっていただきまして、上に第2回と示したインデックス以降が本日の配布資料になります。1枚目が本日の次第でございます。2枚目のA3ペーパーですが、左側は、第1回委員会におきまして、詳細審議案件として抽出した箇所の一覧表を示しております。右側が先ほどお示した委員の名簿でございます。3枚目が資料6になりまして、新規評価「陸上競技場」の追加資料でございます。先ほどの現地調査で説明したものでございますが、追加資料でございます。

また、現地調査と示しましたインデックス以降には、本日、現地調査を実施しました行程表と評価シートの資料をつづっております。これにつきましては、午前中、現地調査でお渡ししたA4のものと同様のものがございます。本日の配布資料は以上となります。資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。以降の議事進行につきましては、永藤委員長様をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

3 議 事

○永藤委員長

それでは、本日、委員長として司会を務めさせていただきます永藤です。よろしくをお願いいたします。

まず、あいさつですが、本日、第2回公共事業評価監視委員会に、皆さん、お忙しい中を集まっただきまして、本当にありがとうございました。また先ほど申しましたけれども、3件ですね、先ほどの新規評価で言えば、陸上競技場整備事業の陸上競技場、それから街路事業としての再評価として出川～双葉、それから事後評価としては、県営かんがい排水事業の朝日ということで、3つ、先ほど見学させていただきました。本日は、その内容を、今、こういろいろと鑑みまして、例えば、新規評価について妥当か否か、また再評価についてはそれが継続か否か、そして事後評価については妥当か否かを、しっかりと県民の期待を担って、しっかりと審議してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、座らせていただきます。

まず、議事に入ります前に、運営要領第4に基づく議事録署名委員を2名指名させていただきます。今回は、北村委員と酒井委員のお二人にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか、よろしくお願ひいたします。

では、お手元の次第に沿いまして議事を進めてまいります。全体的な進め方についてですが、2枚目のA3ペーパーの左側、審議予定案件を一覧にした資料をご覧ください。

当委員会で詳細に審議する案件については、第1回の委員会において抽出しました新規評価が2か所、再評価が2か所、それから事後評価2か所の合計6か所になります。このうち、本日の委員会では、先ほども言いましたけれども、午前中に現地調査をいたしました、新規評価が1か所、再評価1か所及び事後評価1か所の審議を行いたいと思います。

次回、第3回の委員会では、本日審議しなかった、その表にある新規評価1か所、再評価1か所及び事後評価1か所の詳細審議を行い、最終の第4回の委員会で意見書の取りまとめを行いたいと思いますが、よろしいでしょうか、よろしくお願ひいたします。

なお、第3回委員会は、事務局から本日の委員会の開催通知でお知らせしましたが、各委員から現地調査のご希望がなかったもので、ですから残りの3か所は室内のみの審議で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。こういう調査の希望がなかったもので、よろしいですか、異議ないということで。

それでは、本日の議事において、抽出した箇所ごとに補足の説明などをしていただき、その後、質疑の時間をとって意見を集約、整理したいと思います。

(1) 令和2年度公共事業 新規評価箇所の審議

① 陸上競技場整備事業 陸上競技場（松本市・塩尻市）

○永藤委員長

それでは、議題（1）の令和2年度公共事業、新規評価箇所の審議に入りたいと思います。陸上競技場整備事業の「陸上競技場」について、午前中の現地調査でも説明がありましたが、第1回委員会において柳田委員からのご質問がありました、「施設の利用頻度」について、先ほど説明もありましたが、改めて説明をお願いいたします。また、本日の現地調査の質疑応答の内容確認についてもお願いいたします。それでは、担当の都市・まちづくり課から説明をお願いいたします。

○都市・まちづくり課

都市・まちづくり課の竹内です。先ほどは、現地調査ありがとうございました。それでは、改めて、前回の委員会の質問につきまして、ご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の資料の中に資料6という形で、追加資料を提出させていただいております。これにつきまして、改めてご説明をさせていただきます。

先ほど計画の概要、特に観客の数等につきましては、現地のほうでご説明をさせていただきますまして、そこに記載のとおり、現在のものに対して計画の規模をお示ししてございます。

第1回の委員会におきましてご質問のありました、第1種公認基準の観客席、1万5,000席ですけれども、これと同等規模の大会の開催状況がどうかというご質問をいただきまして、これにつきまして、改めてご説明をさせていただきます。

そこに表の形で、過去5年間の大会の開催状況ということで、確認したものをまとめさせていただきました。令和元年から平成27年に遡りまして、開催状況を確認した状況でございます。利用率、稼働率は、95%と高い状況ですけれども、それは個人の使用も含めてという形ですので、年間の利用のうち、参加者が100人を超える大会、それをまず表の左のところに記載してございます。年間では、この5年間では42回から64回ということで、100人以上の大会等が開催されていると。その中で、規模として5,000人を超える大会、メインスタンドがほぼ満席に近いような状態、5,000人というふうに設定をさせていただいていますが、5,000人を超える大会がどうかということで見ますと、年間1回から2回という状況であったということです。

これらの大会のうち最大のをそこに記載してございますが、大会名、それからその最大の大会の参加者数ということで。これを見ますと、1万5,000席というのは、平成28年に行われました、全日本の中学校陸上競技選手権というものがあったということになります。これらの大会につきましては、完成後につきましては、さらなる利用向上を目指していきたいと考えております。

また、後ほど、現在の基本設計の内容を多少ご説明させていただければと思うんですが、これから新たに整備します陸上競技場は、競技場そのものが公園の中に位置しているということもありまして、イベントの利用とか、そういった多機能の機能を有するようということ、陸上競技の利用促進はもちろんのこと、それら以外の利用促進が図られるような競技場となるように、これから検討を進めてまいりたいと考えております。競技場の活用につきましては、記載のとおり、5番のところに記載してございます。簡単ですが、前回の質問への回答、以上とさせていただきます。よろしくお願いたします。

引き続き、ご質問等のあった内容について、続けさせていただいてもよろしいでしょうか。

○永藤委員長

では、どうぞ。

○都市・まちづくり課

都市・まちづくり課都市公園係の石合貴徳と申します。先ほどは現地調査ありが

とうございました。現地での質問事項等につきまして、これから説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

現地での主な質問の内容を、スクリーンへ映しております。1番、事業のスケジュールについて、2番、地質調査について、3番、基本設計について、4番、自然エネルギーの活用について、5番、駐車場について、6番、バリアフリーについて、7番、他県の第1種公認陸上競技場について、8番、都市計画法上の用途地域について、9番、ナイター利用についてでございます。それぞれご説明を申し上げます。

1番の事業スケジュールについて、全体のスケジュールはどうなっているのかというご質問でございました。今年度は基本設計、令和3年度に実施設計、令和4年度に現在の競技場の取り壊し、令和5年度から7年度にかけて新たな陸上競技場の建設、令和8年度に第1種公認基準を取得し、令和9年度に国体をお迎えするというスケジュールでございます。

2番地質調査についてでございます。地質調査は実施をしているかというご質問でございました。これは、昨年度、実施をしております、繰越しで、現在、解析等を行っております。

続きまして3番、基本設計についてでございます。基本設計、プロポーザルで決定した設計者の案はというところでございます。これにつきまして、委員長、追加の資料を配布させていただいてよろしいでしょうか。

○永藤委員長

追加の資料をよろしくお願いいたします。

○都市・まちづくり課

ただいまお手元に配布させていただきましたのが、基本設計のプロポーザルで最終選考者となりまして、先週、契約を終えました、青木淳・昭和設計共同体の提案でございます。

まず中央の絵をご覧くださいますと、すごく特徴的だというのがお分かりいただけるかと思うんですが。通常の陸上競技場ですと、周辺をリング上のスタンドで閉じられているわけですが、こちらはすごく開放感のあるスタンドというのが、まずお分かりいただけると思います。

この図の左上でございます。「敷地いっぱい使いたおせる活動の広場」ということで、競技場の中・外、分け隔てなく、この陸上競技場が公園の一施設として、簡単に申し上げますと、気軽に公園へ寄っていただいて、陸上競技場にも寄っていただける。そしてほかの公園施設も楽しんでいただいて、またお帰りいただくという、そのような施設を目指していきたいと考えてございます。

左下に、3つのフィールドの活用計画ということで記載がございます。国体をお迎えする、それと音楽フェスティバル等のイベントを開催していただく、また右上、アーバンスポーツですね、陸上に限らず、違った大会も開催をしていただける。ま

た、野外劇場ということで、本当に陸上に限定せず、いろいろな使い方をしていただけの競技場となるように、目指してまいりたいと考えてございます。非常に簡単な説明で恐縮ですが、現在、ご提案いただいている内容は以上でございます。次へ進めさせていただいてよろしいですか。

○永藤委員長
結構です。

○都市・まちづくり課

では、続きまして4番、自然エネルギーの活用について、自然エネルギーの活用予定はありますかというご質問でございました。太陽光等の利用については、今後、検討してまいりますし、また施設全体の省エネルギーについても、この基本設計において検討をしてまいります。

続きまして5番でございます。駐車場について、周辺駐車場についても検討をするかというご質問でございました。こちらも、基本設計において、駐車場の再配置等を含めまして検討をする予定でございます。

続きまして6番、バリアフリーについて、メインスタンドにエレベーターを設置する予定はございますかというご質問でございました。エレベーターを設置する予定でございます。また、施設全体について段差の解消、これは当たり前なんですが、バリアフリー化をしっかりと検討するというところでございます。

7番、他県の第1種公認陸上競技場について、他県には第1種公認陸上競技場はありますかというご質問でございました。これは、全都道府県、必ず1つ以上の第1種公認陸上競技場が整備されてございます。

続きまして8番、都市計画法上の用途地域について、この場所の用途地域は、種類は何でしょうかということでした。準工業地域に指定されております。

続きまして9番、ナイター利用について、ナイター利用はあるかというご質問でございます。ナイター利用はありますが、照明が大変暗い、基準を満たしていないということでした。ご不便をおかけしている点がございます。以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。本日の現地調査の質疑応答の内容確認についての説明と、追加資料について説明がりましたが、ご意見・ご質問等がございましたらお願いします。皆さんどうでしょうか。はい、北村委員。

○北村委員

今、こちらの追加資料をいただきまして、一番下に断面図があるんですけども。それで照明器具、スタンドの反対ですか、照明器具が、高さ制限があつてぎりぎり

大丈夫ということなのですが。これによって、数値的に、今日、競技場でお話しただいたときに、現況が31ルクスでしたか、必要照度が1,000ルクスとちょっとお聞きしたんですが、それを確実に確保できるようになるのでしょうか。

○都市・まちづくり課

お答えいたします。今、ご指摘の照明塔と、この断面図でいきますと、右側にメインスタンドというのが見えると思いますが、このメインスタンドの屋根、絵がついていなくて大変恐縮ですが、屋根先照明というものがつきます。つまり両側から照らすことによりまして、平均1,000ルクス以上という、第1種公認基準を満たす計画としております。

○北村委員

ありがとうございました。

○永藤委員長

ほかにご意見はございますでしょうか。では高瀬委員。

○高瀬委員

すみません、この追加資料の「敷地いっぱい使いたおせる活動の広場」というのはすごくいいと思うんですけども、これ、夜間のセキュリティとか大丈夫なんですか。例えばバイクでこう入ってきちゃうような若者とかがいそうな、想定されるような気がするんですけど、そういうのは大丈夫なんですか。

○都市・まちづくり課

ありがとうございます。管理をどうするかというのが、これから検討するところでございます。方法はいろいろ考えられまして、いわゆるゲートを設置することによって、夜間ですね、そういった方が入れないようにするですとか、すごく安易な発想なんですけれども、そういったことで、何かしらそのセキュリティ対策というものは必要だと思っております。今後の検討事項であるということ、どうかご理解をいただければと思います。

○永藤委員長

よろしいでしょうか、高瀬委員よろしいですか、では、次、酒井委員。

○酒井委員

こちらの図で、掘り込みの構造になっているというのが非常によく分かる形になっているんですけど。この構造になっているから、確実に管理しなければいけないのは、排水の処理だと思うんですが。最近の、やっぱり本当に強さが難しくなっ

いたり、局所的に降ったりとかいうようなのもあるので、実際、どのくらいの排水を処理できないと使えなくなってしまうのかというふうなのが、かなり難しいのかなと思うんですが。それは、詳細設計で、そういったことも検討していくということでもよろしいでしょうか。

○都市・まちづくり課

ありがとうございます。まさにご質問のとおりでございます、排水計画につきましてはこれからでございます。しかし、ここが、例えば池になってしまうのですとか、そういったことがないような設計をしまいたい。排水計画はしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○永藤委員長

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか、はい、島田委員。

○島田委員

先ほど夜間のセキュリティ対策みたいなことは、今後、検討していくというふうにお聞きしました。この開放的な空間というの、とてもすばらしいと思います。

一つ気になったのが、陸上競技をやっているのです、例えば投てきとか、やり投げかな、そういうものもやる選手もいたりとかする。そこにこう、一般の人たちがちょっと見に来て、何か事故が起こったりしないかなという、その辺のことも、今後、検討をしっかりとさせていただきたいなというふうに思います。

○都市・まちづくり課

ありがとうございます。管理方法については、利用されている方と何かが重複して、けが等があってはいけないということはお指摘のとおりと思います。今後、管理方法について、しっかりと検討させていただければと思います。

○永藤委員長

よろしいでしょうか、ほかにご意見。はい、どうぞ、熊谷委員。

○熊谷委員

長野県は、結構、各地に陸上の高地トレーニングの施設があると思うんですけれども、先ほどちょっとお聞きしたのは、ここでも何か合宿みたいなものがあるんですかね。やっぱり長野県がそういう高地トレーニングの聖地だとすると、そういうところと何か連携をしたり、そういうところから何か要請とかがあって、利用の活性化につながっていくといいかなと思うんですが。そこら辺で何か、現時点で何かお考えがあればお聞かせいただければと思いますが。

○都市・まちづくり課

ありがとうございます。県陸協さんと、細かいところの基準もそうですし、その後利用についても、打ち合わせ、協議等を始めたところでございます。そういった連携等につきまして、県陸協さんを通じまして、しっかり調整をしてみたいです。今、具体的なものがあるかと言われると、「ない」というのがお答えになってしまいますが、今後、調整をさせていただければと思います。逆にそういったご質問をいただいたことで、またしっかり今後の調整に活かしてみたいと思います。ありがとうございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。ほかにご意見はあるでしょうか。それでは、ほかにご意見がないようでしたら、評価案の検証に入りたいと思います。

先ほどまでに出ました各委員からのご意見は、委員会として意見書に付すこととしますが、評価案そのものに反対のご意見はなかったと思いますので、この箇所の県の新規評価（案）につきましては、「妥当」と判断してよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

それでは「妥当」ということで、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

（２）令和２年度公共事業 再評価箇所の審議

① 街路事業 出川～双葉（松本市）

○永藤委員長

それでは、議題（２）の令和２年度公共事業、再評価箇所の審議に入りたいと思います。街路事業の出川～双葉の本日の現地調査の質疑応答の内容確認について、担当の都市・まちづくり課からの説明をお願いします。

○都市・まちづくり課

都市・まちづくり課の宮崎と申します。午前中はありがとうございました。着座にて説明のほうさせていただきます。

○永藤委員長

すみません、ちょっと電気を一つ消していただければ、ありがとうございます。すみません、よろしく願いいたします。

○都市・まちづくり課

午前中の現地調査におきます質疑応答の振り返りということでございます。1番から10個ほど挙げさせていただいております、いただいた意見が落ちてしまった等あれば、また後で教えていただければと思います。ではよろしく願いいたします。

まず1番目としましては、JRアンダー一部分の排水について、どうするのかというご質問、2番目としまして、近隣の河川との距離についてのご質問と、3番目としまして、工事中の通行規制についてというご質問、4番目としまして、一部、工事実施後の追加費用についてのご質問、5番目としまして、JRアンダー一部分の明かりについてのご質問でございます。続きまして、6番目としまして、用地の未買収についてのご質問、7番目としまして、JRアンダー一部の人の通行についてのご質問、あと同じくJRアンダー部に係ります現道との出入りについてのご質問、9番目としまして、工事完成後の踏切についてのご質問、あと10番目としまして、JRアンダー一部の人の通行についてのご質問でございます。

では、それぞれ、一つずつ回答させていただきます。まず最初に、JRアンダー一部の排水についてということで、アンダー部について排水はどうなるのかという、いただいたご質問でございますが、これにつきましては、ポンプを設置しまして排水をする計画になっております。ちなみに、現地のほうでは説明ができなかったんですけれども、東側のほうに松本市の雨水の管渠がございまして、そちらのほうへ排水する計画となっております。

続きまして、それに関連しまして近隣の河川があるんですけれども、どのぐらいの距離があるかというお話なんですけれども、東側のほうに一級河川田川という川がございまして、踏切から約300mぐらい離れている距離にあるということでございます。

次に3番目としまして、工事中の通行規制について、工事中に通行規制はあるのかというご質問でございます。自転車ですとか歩行者については、横断歩道橋の通行をしていただくようになるんですけれども、車両につきましては、どうしても工事中は通行止めとなってしまいます。その間につきましては、周辺に迂回路がございまして、そちらを利用していただくようお願いしていく予定でございます。

次に4番目に、一部、工事実施後の追加費用についてということで、東側のほうに、起点側になるんですけれども、小池平田線という街路がございまして、その交差点部について、一部、工事が完成しているんですけれども、それ以降に本工事に伴う費用が発生しているのかどうかというご質問でございます。草刈りですとか穴埋めの、通常の道路の維持管理については、当然、費用なり、作業はさせていただいておりますけれども、今回の事業に関します工事につきましては、追加費用のほうは発生していないという状況でございます。

次、5番目としまして、JRアンダー一部の明かりについてということで、JRアンダー部分なんですけれども、下に潜るものですから暗くなるんですけれども、その明かりはどうかというご質問でございます。アンダー部につきましては、今、

LED照明を設置させていただきますので、十分な明かりを確保できるように計画にしていきたいと考えております。

次、6番目に用地の未買収についてということなんですけれども、未買収者は何名かということで、踏切より西側に3件あるということでございます。

次、7番目としまして、JRアンダー部の人の通行についてということで、JRアンダー部、人が通行できるのかどうかということなんですけれども。車道とは別に両側に歩道を設置する計画になっておりまして、歩行者の方については、そちらを通行していただきたいというふうに考えております。

次、8番目としまして、JRアンダー部に係る現道との出入りについてということなんですけれども。アンダー部ができることによりまして、沿道の方の通行がどうなるのかというご質問をいただいております、それにつきましては、側道を計画しておりまして、そちらを利用していただくという予定にしております。

次、9番目としまして、工事完成後の踏切についてということなんですけれども、工事完成後につきましては、アンダー部ができますので、踏切については廃止をする予定でございます。

最後に10番目としまして、JRアンダー部の人の通行についてということで、現在、東側のほうから踏切を横断している自転車ですとか歩行者の方イオン側のほうへどういうふうに行くのかというお話をいただきまして、それにつきましては、イオン方面に向かう方につきましては、JRアンダー部の歩道を利用いただきまして、駅方面に向かう方につきましては、それを通りますとちょっと大回りになってしまいますので、現地で見えていただいた歩道橋を利用していただきたいというふうに考えております。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○永藤委員長

ありがとうございます、本日の現地調査の質疑応答の内容確認について、説明がありましたけれども、そのほかにご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。皆さんのほうからどうぞ。はい、北村委員。

○北村委員

すみません、もう既に第1回の委員会のときに、もしかしたらご説明いただいているのかもしれないんですけれども、ちょっと教えていただきたいんですが。こちらの出川双葉線なんですけど、確か2年前でしょうか、現地調査があったかと思うんですね。その後の進捗状況としては、今日、現地へ行って見る限り、変わった様子は、私は分からなかったんですけれども、用地買収のみの進捗状況なのか、あるいは工事として何か進捗があったのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○都市・まちづくり課

その進捗状況ということなんですけれども、実際は、用地買収のほうを進めさせ

ていただいております、実際の本工事につきましては、まだ着手をしていない状況でございます。用地買収のみということでございます。

○北村委員

なかなか、その用地買収というのは、難しい部分もあるのでしょうか。

○都市・まちづくり課

今回、まだ契約されていない方もいらっしゃるんですけども、どうしても用地の単価ですとか、貴重な土地を譲っていただくものですから、それに対します代替地のご希望もありまして、その代替地も、地権者さんのなるべくご希望に沿うような形で、土地を見つけたりとか、なるべくご希望に沿える形を取りたいということがございまして、そういったことで、ちょっとお時間を取っているという状況でございます。

○北村委員

今日、現地でも見ておまして、すごい、踏切が開いたと思ったらすぐ下がってというのが本当に頻繁だったので、住民の方々、早くこの工事について、完成することを、多分、希望されると思いますので、うまくやっていただけるように、努力をよろしくお願いいたします。

○都市・まちづくり課

ありがとうございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。ほかにご意見・ご質問ございますでしょうか、はい、高瀬委員。

○高瀬委員

踏切の東側のアンダーパスを上って交差点なんですけど、その手前に細い道が北も南も両方あるんですけど、これはそのまま接続する予定なのでしょうか。

○都市・まちづくり課

踏切の東側でというと。

○高瀬委員

東側でアンダーパスが終わって、交差点までの間に細い道がありますよね、それはそのまま接続でしょうか。

○都市・まちづくり課

アンダーに直接下りるのではなくて、側道のほうに接続する予定となっております。

○高瀬委員

ということは、このアンダーパスというところがこう幅で表示されているところ、アンダーパスは終わっているんですよね。側道って右になるわけですか。

○都市・まちづくり課

側道、ちょうどですね、例えば、今、おっしゃっていた・・・

○高瀬委員

だから左側に行けないということですね。

○都市・まちづくり課

そうです。

○高瀬委員

例えば北からだ、左に曲がることできないということですね。もう側道のほうに行くと。下も同じように、左にもそのまま入れずに、側道だけということですね。

○都市・まちづくり課

そうですね。

○高瀬委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○永藤委員長

よろしいでしょうか。ほかにご意見・ご質問ございますでしょうか。それでは、ほかにご意見がないようでしたら、評価後の検証に入りたいと思います。

先ほどまでに出ました各委員からのご意見は、委員会として意見書に付すことといたしますが、評価案そのものに反対のご意見はなかったと思いますので、この箇所県の再評価（案）であります、「継続」とすることについて、妥当と判断してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

ではありがとうございました。

(3) 令和2年度公共事業 事後評価

① 県営かんがい排水事業 朝日（朝日村）

○永藤委員長

続きまして、議題（3）、令和2年度公共事業、事後評価箇所の審議に入ります。県営かんがい排水事業の「朝日」の本日の現地調査の質疑応答の内容確認について、担当の農地整備課からの説明をお願いいたします。

○農地整備課

お世話さまです。農政部農地整備課、水利係長の小松俊一と申します。本日、現地調査、お疲れさまでございました。それでは、着座にて、今日の事後評価の現地の振り返りをさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

県営かんがい排水事業、朝日地区でございますけれども、現場での主な質問は、こちらに記載の6点と考えてございます。1番目が今後の発電電力の供給方法について、2番目が事業取組のきっかけについて、3番目が他のファームポンドについて、4番目がパネルなどの耐用年数について、5番目が発電所の景観について、6番目が除雪についてまとめました。

最初のご質問、今後の発電電力の供給方法についてですが、ポンプ等の運転経費に使っている電力ですけれども、現在は、中部電力に売電した後、改めて電力として買っているということですが、直接、このポンプ施設に使えないか、というご質問でございました。

回答といたしましては、現在は、売電収入として、FITの単価が非常に高いので、中部電力に買っていただいて、改めて、農事電力の経済的なものを購入しています。FITの終了が、この施設では令和15年になります、20年間ということですが。令和15年までには、どうやって、今後、施設を使っていくのか、一つの案としては、ご提案もあった、直接、施設に接続をして、太陽光パネルの電力を使うという方法もあるかと思っております。ただ、どうしても太陽光パネルの欠点としては、電力が昼間しか発電できなくて、電気を使いたいときに使えないというデメリットもございますので、その辺は、バッテリー等を使って蓄電をして活用できるのかとか、今後の検討課題と思っております。

2番目の、事業の取組のきっかけについてでございます。ファームポンドの上に太陽光パネルを設置して発電をしようとしたきっかけ、どうしてかというようなご質問でございます。一番大きな理由は、評価シートに書いてないんですけれども、東日本大震災がありまして、再生可能エネルギーの活用が改めて見直され、その延長線上に、この①にあります、平成26年7月の固定価格買取制度があったと思っております。ここで、太陽光については高い売電収入が得られるということも分かりましたし、合わせて農林水産省の補助事業も創設されたということで、それが一つのきっ

かけになってございます。

もともと地元のほうからの要望がありました、このポンプの運転経費が農業者の大きな負担になっておりまして、これをどうにか削減できないか、縮減できないかという課題がございましたので、その中で、タイミングよく、この事業に取り組めたというのが大きなきっかけではないかと思えます。

3番目の、他の朝日村の3つのファームポンドの、屋根かけ等の状況についてのご質問ですが、他の3つのファームポンドにつきましては、特に屋根等の設置はしてございません。当然のことながら、営農に支障のある、藻の発生はあるんですけども、ファームポンドの一部に、フロートで、遮光をするような軽いものを水面に浮かべて藻の発生の抑制を試しているものがございます。

また、長野県内の取組は分からないんですけども、他県の状況ですと、そのフロートに太陽光パネルがついていて、それで発電するという事例も新聞で見たことがあります。風で流されて、ファームポンドの端に全部寄ってしまったものをまた元に戻す作業が非常に大変で、メリットが小さいかと、個人的には考えてございます。

4番目のパネルなどの耐用年数についてでございます。基本的には標準の耐用年数、パネルやその他の発電に係るパワーコンディショナーなどの機器は、15年から20年と聞いております。実際にはもうちょっと長持ちすると思えますが、基本はこの15年から20年ですので、この期間中で機器が壊れた場合にはスムーズに更新できるように、売電収入の積立て等をしていく必要があると考えてございます。

5番目の発電所の景観についてでございます。これは、お褒めをいただいたというふうに認識しているんですけども。もともとそこに、建物があればパネルを設置しても違和感がありませんねというようなお話でございました。パネルの設置の角度も緩くしまして、北側の畑への、日照を確保したりして、建物とある程度一体化したのになっておりますので、景観的にも違和感がなかったかなと思えます。

ちなみにパネルの角度なんですけれども、先ほどの現場でもご説明があったとおり、真南であれば30度が、一番効率が良く、100%となります。ただ、その後、その30度から緩くしていきますと、10度になると96%、水平になると88%で、それぞれ4%、12%ほど発電効率が落ちます。相対的に考えますと、その発電できる期間とか、曇りの日とか、角度により発電効率が下がるのは、それほど影響はないのかと、考えてございます。

最後に除雪についてでございます。冬季の除雪の状況は、現場でもその積雪の状況を写真で見ていただいたんですけども、朝日村は、標高が高いということで雪が降ります。降るときは結構ドカッと降りまして、近所にはスキー場もあります。先ほどと関係するんですが、パネルの傾斜を緩くしたことによりまして、自然に雪が落ちません。発電効率を上げるために、地元の人々は苦勞して除雪をしているということです。この除雪につきましては、今後、パネルを設置する場合の一つの課題と感じてございます。現場での振り返りは、この6点、以上でございます。よろ

しくお願いいたします。

○永藤委員長

ありがとうございました。それでは、本日の現地調査の質疑応答の内容確認についての説明が、今、ございましたけれども、そのほかにご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。はい、久保田委員。

○久保田委員

久保田ですが。今日、現場でパンフレットをいただいて開いた中で、水の流れが書いてあるんですけど。本で行った西洗馬機場からの揚水は、小和田山配水池へ。また電気を売電して、揚水に使っているのは、右側のルートの第一機場から中央機場、上段機場で5号配水槽というところで、結局、水をためたいのは、その小和田山と5号配水槽の2つということかと私は理解したんですけども。

これは、満タンにするのにどのくらい時間がかかって、それは、雨の日、自然の雨の降り方や、作物の生育時期にもよるんでしょうけれども、この配水槽をいっぱいにするのに、どのくらいの時間、また揚水が必要で、いっぱいになったその配水槽は、どのくらいで使い切ってしまうのか、もしお分かりになれば教えていただきたいんですけども。

○農地整備課

基本のご質問なんですけれども、すみません、今、資料を持ち合わせてございません。後日、事務局を通じての回答でよろしければ、正確な状況をお伝えしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○久保田委員

結構です。今日、見たところでは、排水ポンプは動かしてなかったかなという理解だったので、そういうことでお伺いしました。

○農地整備課

かんがい方法から言いますと、日中の非常に太陽が照っているときに水をかけますと、葉っぱが焼けたりと、作物に影響がありますので、基本的に、かんがいは朝方とか夕方です。それ以外の、定植で苗を植えたりするときは昼間もかん水していきまして、ご見学いただいた時には、かん水をしていなかったものですから、特にポンプが回っていなかったと認識しております。

○久保田委員

そうすると、ためたものを使うというよりも、使っているときにも揚げていくという、そういう感じなんですか。

○農地整備課

詳しいことは、専門家に聞かなきゃいけないんですけども、配水池にセンサーがついていまして、ある程度、水位が下がってくると、それ以上水位が下がらないようにポンプを動かしています、自動ですね。高いところに水を揚げますと、あとは自然圧で下のスプリンクラーを回せるのですが、その水位差がなくなってくると、圧力がなくなってきてかんがいできなくなります。基本的には自動でかんがいするように考えております。

○永藤委員長

よろしいでしょうか。ほかにご意見はないでしょうか、高瀬委員。

○高瀬委員

事後評価ということで、地域にとっていいなということで、評価をAにされているんですけども。そもそも、初期投資が2億円以上かかっています。年間の収入が700～800万円と話をされていて、耐用年数が15年から20年だということ、初期投資分が、全然、回収できていないということになるんですけども。これをもって総合評価をAとするということは、他のファームポンド、3つあるんですけども、その3つに対しても、本当に総合評価がAならばどんどん導入すべきではないかと思うんですけども。

もともとの初期費用の部分がごそっと抜けているんですけど、この部分に関して、評価としてはどういうふう考えられているのか、教えてください。

○農地整備課

大変厳しいご質問なんですけれども、そもそも、これは、事業としてよかったか、悪かったかということで、この事業は、資料のP10-1で、事業概要のところ、当初が2億3,000万円ございまして、国庫が半分と、その他が、地元の負担になります。県債と一般財源が県の負担になりまして、これが35%ありまして、地元は15%の負担になっています。

ここで、地元にとってかということになりますと、3,400万円ほどの負担で、年間700万円の収入があるということで、単純計算をすると、700万円の20年で1億4,000万円ほどの収入ということで、この事業としてはAとしています。

ただ、先日の会議の時もご説明したんですけども、他のところへの波及効果はと、柳田委員からも聞かれたんですが、本地区の場合、補助事業としてはいいけれども、公的補助がなければ、採算性が課題となるとお答えをさせていただいたところでございます。

○高瀬委員

そもそも公共事業評価は、税金を正しく使われているかどうかという判断なわけですよ。今の説明の考え方というのは、全く違う話ですよ。この会議で議論する話と違う話ですよ。地域にとっていいか悪いかだけの話であって。ここでは、公共事業評価というのは、どちらかという税金が、もともと、今でもそうだと思うんですけども、税金が正しく使われているかどうかということのところに尽きると思うんですけども、その補助って全部税金ですよ。そう考えると、今の説明というのは、今回のこの事業評価には合わない説明のような気がするんですけども。

○農地整備課

そうですね、お金の計算だと、委員のご指摘のとおりになると思います。

○高瀬委員

この事業評価委員会での位置付けが何なのかというところが、多分、欠落されていると思うんですよ。要は、数少ない税金をいろいろな事業に使わなければいけない。ただし、そんな中でこの事業に使うということは、その他の事業を捨ててまでこの事業にお金を使うということが、妥当かどうかという話なので、その一部地域の人たちのための利益誘導に与えるものではないわけですね。

○農地整備課

そうですね。ちょっと私の説明がまずかったかと思えますけれども。広い意味で言いますと、長野県、再生可能エネルギーの普及というものは、日本全国でやって長野県も取り組んでいます。このFITができたときには、地元の負担の軽減もさることながら、再生可能エネルギーの普及拡大ということも念頭にございまして、その中で農政部として取り組む事業ということで、この太陽光パネルを使った農家負担の軽減、それから再生可能エネルギーの普及というようなこともあって、事業に取り組んできています。

今後、太陽光パネルは、先ほど現場でも説明したとおり、川上村でも同じような取組をして、再生可能エネルギーを活用した高原野菜というようなことで首都圏に売出しをしていますし、この朝日村についてもそういう取組をしていると考えています。金額だけで言いますと、確かにそういうことかもしれませんが、再生可能エネルギーの普及拡大という立場から考えて、こういった事業に取り組んでいるという状況です。

○高瀬委員

そうすると、この事業ではなくても、別のところの再生可能に充てたほうがいい可能性だってあるわけですよ、そういうことですよ。もし、そういうことをおっしゃられるのだったら、それを全部書くべきであって、この状況で書くならば、

総合評価Aというのにはあり得ないと思うんですよ。妥当だというふうに書いてあるんですけども、これはあり得ない話だと思うんですけども、ほかの委員の皆様がどう判断されるか分からないんですけども。私は全く評価できないなという、もしこの書き方をすればですね、と思いますという意見です。

○永藤委員長

はい、酒井委員。

○酒井委員

ちょっと、説明者の側のフォローになるのか、追撃になってしまうのか、微妙なところであるんですが、高瀬委員の言っている、公共事業評価監視委員会の意見として、これというふうな書き方が、今、高瀬委員から納得のいかないものであると言われた以上、これをちょっと確認する必要があると思うんですが。特に農業者の負担軽減が図られているという、その部分に、引っかかっているのかなと思うんですが。

公共事業そもそものという意味で判断をするということであれば、各部局から出てくる内容というのは、先ほど地元だけのというふうな意味合いで言ったことに関しては、他の事業もやっぱりそれはあると思うんです。どの分野のものに関しても。例えば防災の分野の治山事業だって、そのエリアの下のところではエリアがあって、そこに対する効果の便益の計算をしてというふうになっているので、農業に関した話だけの話ではないということと。

あと、この事業に関しても、評価シートのところで費用対効果が計算されていて、当然、農林水産省のマニュアルの場合は、恐らく他の建設部の仕事とかよりも、ちょっと確かに便益の計算の部分が、効果分析に入ってくる項目が緩いかなという印象はあるんですけど、人命とか、家屋とか、そういった明らかな資産というのとは別に、農業の持つ機能というようなものが項目として入ってくるので、それによって計算しているからこそ、その収入の金額だけではないところで、B/Cがちゃんと1を超えているというところがあるとは思いますが。それはマニュアルでそう決まっていて、それで計算して、1を超えているというところなので、費用云々に関してということは、きちんとクリアしているというふうには私は思うんですね。先ほどの2億円かかってペイしないというのは、確かにすごくクリアな話なんですけど、B/C計算をしていて1を超えているんだから、そこに関してはいいのかなと思います。

ただ、さっきの、この委員会がこういう部分で判断をしなければいけないんじゃないかという部分と、なおかつ、そこにおいて、地元の農業者の負担軽減というところを、評価としての意見に挙げてしまってもよいのかというところに委員が疑問を持っているとすれば、そこは、この評価の意見をそのまま妥当とするのではなくて、ちょっともう一回、検討したほうがいいのかという気はします。

○永藤委員長

ほかの委員、どうでしょうか。はい、新宅委員。

○新宅委員

すみません、新宅です。もし、地元の人への負担軽減、電気のこの負担が軽減されて、何か別のことに、例えば野菜の、何にこう還元されたのか分からないんですけども。その辺は何か、違うところで影響、もっと違う農作物ができるようになったとか、何かそういうことに還元されたりするんですか。ちょっとあまり広くなっちゃうので、視点がぼやけてしまうんですけども、もし、そのコストの面でということであれば、負担が大きかったというのは、それだけずっと負担してきたということですよ。

○農地整備課

長野県内でこういった高原野菜をつくっているところは、この塩尻、それから安曇野、あとは東信にもあります。それぞれ、水には大変苦勞してしまっていて、こういったポンプアップをしなければかんがいできないところもあれば、自然に、川の上流から水を取った圧力で、電気代を使わず農業ができるところもあります。

もっと過酷なところでは、加圧をしてスプリンクラーを回しますので、一旦、水を上げて自然圧で下すというよりは、水をかけるためにずっと電気を使っているという、畑かん施設もございまして、電気を使ってスプリンクラーを回しているところは、条件のいいところの農家に比べると、その分だけ、かかり増しの経費、ということになると思います。

そのかかり増し分を、この事業の売電収入を充てていると考えていますので、委員が言われているように、何か他の作物ができるようにとか、そういうことはなくて、一般的と言うと語弊がありますが、条件のいい農業者からすると、その分の条件不利な部分が少しカバーできていると思います。

○永藤委員長

ありがとうございました。ほかにどうでしょうか、今、高瀬委員のほうからは、総合評価Aがふさわしくはないのではないかとということで、その理由づけとして、費用という部分で、非常に問題があるのではないかと話ですが。一方、酒井委員のほうからは、B/Cが1以上になっているので、それは問題ではなくてということで、この辺の表現のこととか、この内容について、直したらいかがですかということでもよろしいですか、酒井委員。

○酒井委員

ただ表現を即座に直せといっても、ちょっと難しいかなと思うんですけど。

○永藤委員長

この辺はどうでしょうか。はい、高瀬委員、どうぞ。

○高瀬委員

この書いていることが、もともとの、先ほど、B/Cの状況って分かっているの
で、それだけいろいろな効果があるわけですよね。その部分を明示されているわけ
ではなく、単に、これ、一点突破で書かれているので、ちょっとおかしいのではな
いかなど。もし本当に便益はそういうものだ、いろいろ項目があるならば、それ
について精査して、それぞれがこういった効果があるから、ここは妥当であるとい
うことなら分かります。

単純にこのことだけしか書いてないので、そうすると、もともとの目的とは一体
何なのかという話にもなっちゃうので、一つの目的であるのは事実ですけども。
なので、もともとその便益って何なのかというところを考えて評価してもらえれば、
問題はないかと思います。

○永藤委員長

分かりました。そうすると、今、ここで云々ということはちょっとできないか
と思うんですが。これは、次回の委員会で、その内容について、評価（案）の総合
評価はAになっていますけれども、総合評価Aに当たるかどうかについて、もっと具
体的にしっかりと書いていただきたいというご意見、よろしいですか、高瀬委員。

ということで、それをちゃんと具体的に納得のある形で、具体性をもって書いて
いただきたいというのが高瀬委員のご意見ですが、それで、全委員の皆さん、ど
うでしょうか、よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

分かりました。

それでは、ほかにご意見ありますでしょうか、ほかの委員の皆さん。

それでは、2つ、今ありました宿題が、久保田委員の質問の件と、それから高瀬
委員の質問の件の2つについて、次回、説明をお願いしてよろしいでしょうか。

それでは、総合的に、評価（案）の検証ですが、先ほど高瀬委員もAという評価
についてはちょっと異論がないけれどもと、いうことでしたので、委員会として意
見書に付すこととなりますが、評価（案）そのものに反対というご意見はなかった
ということよろしいでしょうか、よろしいですか。

ということなので、この箇所の県の事後評価（案）については、「妥当」と判断し
てよろしいでしょうか。よろしいでしょうか、いいですか。Aという、それはなし、
いいですよ・・・

（「次回、説明していただいて、そこで」という声あり）

次回にしますか、分かりました。では、ここでの事後評価がAと決まっているか

らいいと思ったんですが、では、その内容を踏まえて、だめだと言えだめということになるということでしょうか、では。そういう新宅委員と北村委員の意見がありました。ではそういうことで。次回委員会のときに、具体的に表現していただきたいということなんですが、よろしく願いいたします。

以上で、本日予定いたしました、新規評価、再評価、事後評価の詳細審議を終了いたします。事務局へお返しいたします。

(4) その他

○事務局

ご審議、ありがとうございました。3つ目の件、また宿題を整理しまして、次回、ご提示をさせていただきたいと思います。

あと議題(4)その他につきまして、事務局からご説明をさせていただきたいと思います。

○事務局

事務局の技術管理室の山越と申します。お疲れさまでした。今後のスケジュールについて、ご連絡させていただきます。

先ほど永藤委員長から本日の委員会の冒頭でご確認ありましたとおり、次回、第3回委員会において、本日、審議しなかった、新規評価1か所、再評価1か所、事後評価1か所、合計3か所の詳細審議を行いまして、最終の第4回委員会で意見書の取りまとめを行いたいと思います。

次回、第3回委員会は、先日、第2回の開催通知でお知らせしたとおり、10月14日の水曜日に開催したいと思います。場所・時間等は、詳細が決まり次第、またご連絡させていただきたいと思います。

なお、第4回以降は、現在、委員の日程調整をしているところがございますので、日程調整後、開催日を決定したいと思います。正式な通知についても、これも改めて、後日、送付したいと思います。

最後にお手元のフラットファイルの資料でございますが、お持ち帰りしていただいても結構ですが、そのまま置いていかれても結構です。置いていかれた資料は、次回委員会まで事務局でお預かりさせていただきます。事務局からは以上でございます。

○事務局

それでは、全体を通して何かご質問・ご意見等ございましたら、いかがでしょうか。ないようでしたら、これで閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○永藤委員長

すみません、先ほどの、高瀬委員と久保田委員の件の総合評価の件もしっかり。

○事務局

その件につきましては、次回、10月14日の第3回委員会のところでしっかりとご説明をさせていただいて、またご審議のほう、次回の3件を含めて、合わせて行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、よろしいでしょうか。本日は、暑い中、一日の長時間にわたりまして現地調査とご審議いただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、現地調査及び第2回委員会を終了させていただきます。どうも本日はありがとうございました。